**ＪＡＭふれあい共済　健康告知の内容**



**ＪＡＭふれあい共済　共済金の不担保**

　下記に揚げる請求については、不担保扱いとし、共済金を給付しません。但し、増口の場合は、増口部分のみ不担保となります。

①加入・増口の権利発生日前から発症していた病気もしくは原病と因果関係があるとみなされる病気による死亡・障害1級、入院、手術についてすべての請求事項

②加入・増口の権利発生日前の交通事故・不慮の事故に起因した死亡、障害、入院、手術についてのすべての請求事項

※ただし、上記①②については、加入・増口後1年経過後に開始した入院や受けた手術は、共済金の給付対象となります。